

土浦商工会議所 会報つちうら

TSUCHIURA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

4

No.616 2020.MAR

土浦局
料金別納
郵便
第三種郵便

MEMBER'S NOW レンタサイクルカフェ嬉輪

店主の山崎さん（左側）と長男の寧太さん



CONTENTS

- | | |
|--------------------------------|--|
| ② 新年度 会頭挨拶 | ⑧ 役位認定試験昇段者、働き方改革関連法、所得税・消費税の振替納税をご利用の方へ |
| ③ 令和2年度事業計画概要 | ⑨ 常議員会、金融特別相談会実施、警察署からお知らせ、 |
| ④ 令和2年度収支予算・事務局体制 | ⑩ L O B O 調査 |
| ⑤ 小規模事業者持続化補助金、受動喫煙防止対策 | ⑪ 検定試験の中止のお知らせ、労務相談室 |
| ⑥ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ | ⑫ MEMBER'S NOW ～レンタサイクルカフェ嬉輪～ |
| ⑦ テレワーク導入無償支援施策 | 土浦催事記 |



土浦ツェッペリンカレー
デラックス好評発売中!!

中小企業の経営基盤の安定と地域活力復活に向けて、商工会議所の使命を果たす



土浦商工会議所
会頭 中川 喜久治

業継続力強化計画」の策定支援を行っていきます。

そして、経営革新にむけて、IoT

やクラウド等により中小企業のIT

化による経営基盤強化、販路開拓等

を支援していくとともに、地域創業

の促進と経営者の高齢化等の課題を

抱える中小企業の世代交代・再活性

化を進めることが急務となっている

中、創業・事業承継に全力で取り組

んでまいります。

観光誘客に関しては、土浦全国花

火競技大会やカレーフェスティバル

等の観光行事の運営に引き続き取り

組むとともに、ナショナルサイクル

ルートに認定されたつくば霞ヶ浦リ

ンりんロードを活用した観光PRを

行い、「観光交流のまち土浦」の啓

発に努めてまいります。

また、環境問題に対する関心・要

世界中で猛威を振るう新型コロナウィルス感染症は、世界経済に非常に大きな影響を与えつつあり、我が国経済においても、生産・輸出入・個人消費・インバウンド等甚大な影響が及ぶことが危惧されるところで

す。昨年度の消費増税に加え、深刻な人手不足、個人消費の回復の遅れなどにより、地域経済に対し非常に深刻な打撃となる恐れがあります。

日本経済の持続的発展には、地域経済の根幹を支える中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定と地域活力復活が重要です。当商工会議所は、経営改善普及事業を中心とした各種

支援策や、小規模企業経営発達支援計画を主軸に、伴走型経営支援を強化しながら、多様化・複雑化する経営課題に、相談・助言、フォローアップまで、きめ細やかな対応を行っていく所存です。

特に、昨年の本県を襲った台風等の自然災害や消費増税、新型コロナウイルス感染症により、売上確保に支障をきたしている事業所への支援策として、マル経融資の利子補給を当所独自の事業として実施いたします。

事業所の防災・減災対策については、中小企業強靱化法に基づく「事

業継続力強化計画」の策定支援を行っていきます。

そして、経営革新にむけて、IoT

やクラウド等により中小企業のIT

化による経営基盤強化、販路開拓等

を支援していくとともに、地域創業

の促進と経営者の高齢化等の課題を

抱える中小企業の世代交代・再活性

化を進めることが急務となっている

中、創業・事業承継に全力で取り組

んでまいります。

観光誘客に関しては、土浦全国花

火競技大会やカレーフェスティバル

等の観光行事の運営に引き続き取り

組むとともに、ナショナルサイクル

ルートに認定されたつくば霞ヶ浦リ

ンりんロードを活用した観光PRを

行い、「観光交流のまち土浦」の啓

発に努めてまいります。

また、環境問題に対する関心・要

請の高まりから、日本商工会議所と

令和2年度 事業計画

当商工会議所は、3月27日、土浦商工会議所3階ホールにおいて、第97回通常議員総会を開催し、令和2年度の事業計画並びに収支予算を決定した。なお、事業計画概要は次のとおり。

— 基本目標 —

- 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- 各地区の活性化と商工業の振興
- 地域資源を活かした魅力あるまちづくり・観光振興への取り組み
- 地域活性化のための提言・要望活動の積極的展開
- 会員サービス事業の充実と運営基盤の強化

一般事業

1、地域振興事業

回復を遂げつつある我が国経済であるが、地域経済にもその恩恵が至ってきているとはいえず、今だ、中小企業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況下にある。しかし、中小企業の復興・発展なくして、日本

経済の再生・活性化はあり得ない。そのため、地域の特性や資源を活用した個性と誇りあるまちづくりを実現するため一層の努力を傾注する。

こうした中、中心市街地をはじめ、各地区の賑わい創出対策や地域コミュニティの核である商店街等の魅力の向上・振興等、土浦発展に向けた包括的取組みを図る。

また、厳しい経営環境の変化に柔軟に対応できる態勢づくり、環境問題等、経営基盤強化対策を全力で支援する。

2、雇用改善対策事業

茨城県においても、中小企業・小規模事業者等の人手不足の問題は深刻であり、早急な対策を講ずる必要がある。このような中、土浦地区雇用対策協議会・ハローワークをはじめ関係機関とのネットワークを活用し、茨城県等の産業施策との連携を深めながら、雇用の創出・拡大を図る。

3、各種技能検定事業

時代のニーズに対応できる人材の育成と、技術・技能の向上及び、各職場での事務、作業能率の向上、企業経営の効率化を促進するための各種技能検定を実施する。

4、提言・要望活動等

政策提言・意見要望活動は、地域経済社会の代弁者として、商工会議所の原点であり重要な使命である。

豊かで活力ある経済社会を実現さ

せるため、景気回復、中小企業対策、地域振興、公共交通に係るインフラ整備、社会保障制度のあり方をはじめ、中心市街地の活性化を核とした新たなまちづくり等、重要な課題について会員の意見を求め行政や関係機関に対し速やかに要望し、実現に向けて行動する。

5、自然環境対策事業

水質汚濁・大気汚染・ゴミ・自然破壊・温暖化等の地球環境問題の高まりに対応すべく、環境保全と地域社会のあり方を調査研究し、経済活動と環境の共生確保に努め、資源循環型社会の形成を目指す。

霞ヶ浦については、住民の悲願でもある水質浄化に努めるとともに、水にふれあい親しむことのできる環境づくりを推進し、まちづくりに活かすものとする。

6、国際化への対応事業

中小企業の国際化の進展に対応するため、経済産業省・日本商工会議所・日本貿易振興機構（JETRO）・国際協力機構（JICA）等との連携を強化し、海外の経済動向情報の提供や輸出入に関する支援施策の普及を図るとともに、中小企業経営力強化支援法認定機関として、会員企業の海外展開を支援する。

また、中小企業等のインバウンド対策についても、支援を行っていく。

7、観光事業

伝統文化の継承と産業振興を目的

に観光客の誘致を図り、商店街の賑わいの創出と、地域の発展及び商工業の振興に資するため、土浦市、土浦市観光協会、土浦商店街連合会等と強力に連携して、各種観光事業を実施する。

また、霞ヶ浦、新治地区をはじめとする、豊富で潜在的な観光資源の発掘と活用を促進すると共に、伝統産業を組合せた農商工連携等産業観光の創出による誘客対策を推進する。

8、各種協賛支援事業

商工業振興に加えて、地域住民との交流及び文化活動の支援など、地域に密着した活動にも取り組み特色ある地域づくりに努め、商工会議所の認知度向上を図る。

9、組織体制の強化及び会員サービス事業

会員組織の強化は、商工会議所活動の基本であり、会員とのコミュニケーションを強化し、ニーズに合った事業による退会防止と会員増強運動を進め、会員サービスの充実並びに財政運営基盤の強化を図る。

特に、適切な事業遂行の為、部会、委員会活動をより活発に行い、各業界の意見集約に務める。

更に、時代に即応した事業活動を展開すべく、業務遂行の見直しや組織体制の強化に取り組み。

10、広報、公聴事業

会報、ホームページの充実を図り、

産業経済情報や地域情報の提供並びに事業活動の紹介など広報を活発化し企業経営及び地域振興に役立てる。

さらに当所と会員間の円滑なコミュニケーションを図るとともに、フィードバックによる公聴を強化する。

11、会員事業所の福利厚生充実（共済制度加入促進等）事業

会員事業所の福利厚生充実（共済制度加入促進等）事業

福利厚生者の充実、安心・安全経営

のため商工会議所の各種共済制度等の利用を勧める。併せてより良い共済制度を目指し保障内容の見直しを行い、加入促進と脱退防止に努める。また、会員事業所の経営支援の為、「労働保険事務組合」の事務代行事業を推進する。

12、特定商工業者法定台帳整理事業

商工会議所法の規定による特定商工業者（資本金額「払込済出資総額」が300万円以上、又は、営業所の従業員数が20人「商業・サービス業は5人」以上の法定台帳を整理し取引照会等に活用する。

13、事務受託事業

関係団体等の事務を代行し、活発な活動を促進して商工業の発展に寄与する。

14、商工会館管理運営

15、その他、商工会議所の使命達成に必要な事業

中小企業相談所事業

1、経営改善普及事業

従来から取り組んでいる経営、税務、金融指導等の経営改善普及事業の充実に加え、「改正小規模支援法」に基づき国の認定を受けて実施する「経営発達支援計画」に取り組み。この取り組みにより、小規模事業者のニーズに合った経営分析、経営計画策定、販路開拓支援等、小規模事業者に寄り添った伴走型支援を行う。

さらに、中小企業強靱化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定を支援し、企業の防災・減災対策の充実を図る。

地域経済の活性化を同時に図ることが重要であることから、中小企業経営力強化支援法の認定機関として、多様化、複雑化する経営課題を解決し、経営革新等の更なる支援をしていくとともに、「創業支援ネットワーク」や「事業承継支援ネットワーク」とも連携して、効果的な事業展開を図る。

働き方改革への対応のための支援強化を行い、中小企業・小規模事業者の経営環境の整備に取組み。

消費税対策については、消費税率軽減税率制度への対応として、引き続きPOSレジ、クラウド会計システムの導入を支援する。

昨年の台風15号・19号による被害

や消費増税、新型コロナウイルス感染症の影響により売上確保に支障をきたしている事業所への支援策として、マル経融資の利子補給を当所独自の事業として行う。

相談ニーズの多様化、高度化に対応できるよう「経営安定特別相談事業」をはじめとする各種専門家派遣制度を活用しながら、指導相談業務の更なる充実を図る。

2、中小企業の販路開拓支援と創業・事業承継及び経営革新・技術革新支援事業

企業個々の「強み」をアピールし、地域企業の新商品開発や販路開拓のビジネスチャンスを創出する事業を実施する。

創業希望者を対象として、関係機関と連携し創業支援ネットワークによる事業計画の立て方、資金調達方法等の指導、支援を行う。

また、事業承継に悩む事業者を対象に事業承継支援ネットワークのアドバイスによりスムーズな事業承継をサポートする。さらに中小企業が直面する課題に対して、きめ細やかな支援を行うとともに、経営革新・技術革新等についても専門家を活用した指導相談を実施する。

3、商工業経営調査事業

地域商工業の実態や経済の環境動

向等の調査を実施して、資料を作成配布する。ほか、会報やインターネットを通して情報を提供し経営の参考に資する。

4、青年部・女性会事業

青年部並びに女性会は、相互の交流と研鑽を図ることによって自らの資質向上に努めるとともに、商工会議所の事業運営における活性化等への貢献と、広域的な事業活動を通じて、更なる地域の産業振興や起業家の育成に寄与する。

また、青年部においては、令和3年度全国会長研修会の土浦開催にむけたPR活動を行う。

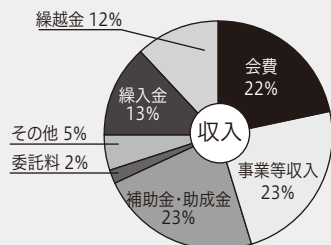
5、その他、中小企業振興対策の推進に係る必要な事業

令和2年度 予算

一般会計・相談所会計収支予算

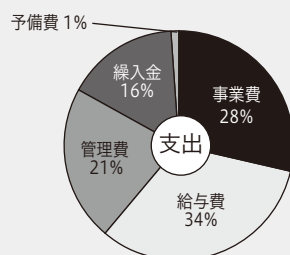
(収入) 単位:千円

	一般	相談所	計
会 費	53,350	0	53,350
事業等収入	55,750	2,090	57,840
補助金・助成金	10,000	46,000	56,000
委 託 料	930	4,130	5,060
そ の 他	13,100	0	13,100
繰 入 金	0	32,100	32,100
繰 越 金	27,730	1,000	28,730
合 計	160,860	85,320	246,180

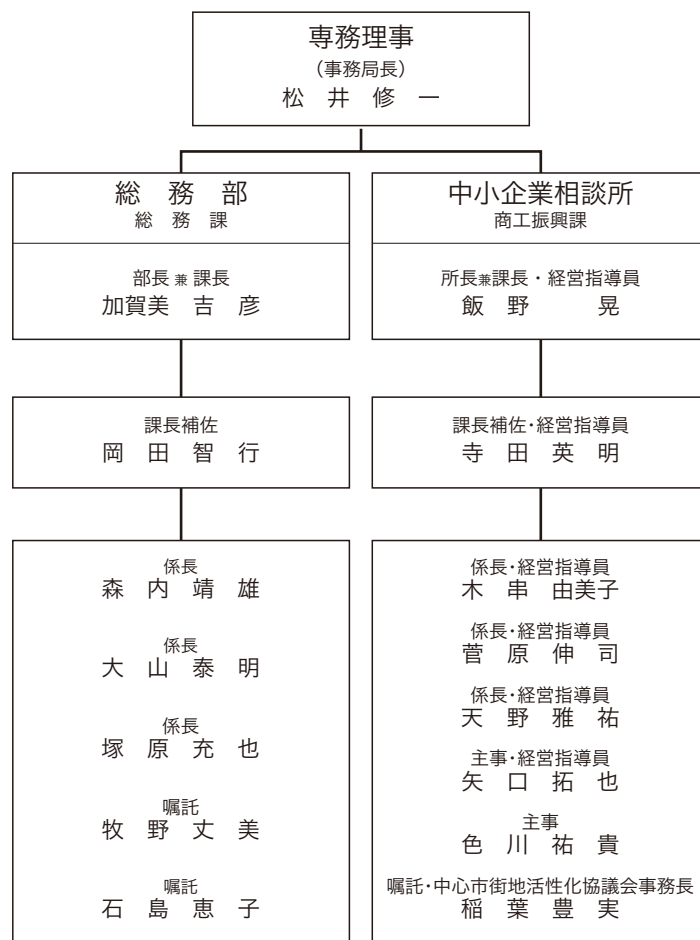


(支出) 単位:千円

	一般	相談所	計
事業費	50,020	18,320	68,340
給与費	30,170	53,700	83,870
管理費	39,670	13,100	52,770
繰入金	40,000	0	40,000
予備費	1,000	200	1,200
合 計	160,860	85,320	246,180



令和2年度 土浦商工会議所事務局体制



小規模事業者持続化補助金

小規模事業所が、商工会議所と一体となって経営計画を作成し、取り組む販路開拓に必要な費用の3分の2を補助します。



補助率 2/3 **補助上限額** 50万円

補助対象者
小規模事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

補助対象例 販路開拓に繋がる様々な取り組みにご活用できます！



申請書類一式の送付締切	第2回締切	第3回締切	第4回締切
	2020年6月5日（金） 【最終日当日消印有効】	2020年10月2日（金） 【最終日当日消印有効】	2021年2月5日（金） 【最終日当日消印有効】

※2023年2月までの間に全10回の受付を予定しております。

詳細は、小規模事業者持続化補助金ホームページでご確認下さい。<https://r1.jizokukahojokin.info/>

●補助金申請を希望する方は商工会議所が書類作成をお手伝いいたします。

問合せ：商工振興課

2020年4月1日から 受動喫煙防止対策が 義務化されます

改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策は施設管理権原者等の義務になります。

～望まない受動喫煙をなくするため、ご協力をお願いします！～

★改正法の趣旨★

- ①望まない受動喫煙をなくす
- ②受動喫煙者の影響が大きい子どもや患者等に特に配慮
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

敷地内喫煙 2019.7.1 施行

学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等

◆ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所がある場合には、屋外喫煙場所を設置することができます。（※要件等の詳細は、下記ホームページをご確認ください）

屋内喫煙 2020.4.1 施行

事務所、集会所、工場、ホテル・旅館（客室は除く）、理・美容室、公衆浴場、百貨店、娯楽施設、飲食店（小規模な既存飲食店は経過措置あり）

◆ただし、受動喫煙防止に必要な措置をとることで、各種喫煙室を設置することができます。喫煙室を設置する場合は、店舗及び喫煙室の出入口に標識を掲示する必要があります。（※要件等の詳細は、下記ホームページをご確認ください）

詳しくは、茨城県 改正健康増進法関係ホームページ

(<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/zukuri/kenkouzukuri.html>)

または、厚生労働省 受動喫煙防止対策ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>) をご覧ください。

《標識の掲示例》

喫煙専用室



- たばこの喫煙が可能
- × 飲食等の提供不可
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

加熱式たばこ専用喫煙室



- △ 加熱式たばこのみ喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

喫煙可能室（店） （店の全部又は一部）

※経営規模が小さい既存の飲食店のみ経過措置



- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

国では、受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等に係る、財政・税制上の支援制度を設けています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工事費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

【税制措置】特別償却又は税額控除制度

商業・サービス業・農林水産業活性化税制において、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備をその対象とするもので。

2021年3月31日までに、設定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却（30%）又は税額控除（7%）の適用を認めます。

～経済産業省からのお知らせ～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が
実質的に無利子となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に
最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子
補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既
に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外
れることはありません。**

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資
の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請**
しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して 資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間
3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り
入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業金融相談窓口
TEL: 03-3501-1544
(平日・土日祝日9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



NTT東日本 テレワーク導入 無償支援施策

FLET'Sあずけ～るPRO

データを持ち出さず、会社データを何処でも利用したい

＜高セキュリティなオンラインストレージサービス＞



ひかりクラウドPBX

会社着信呼をスマートフォンへ転送したい
スマートフォンを内線電話として利用したい

＜クラウド型ビジネスホンサービス＞



■「あずけ～るPRO」、「ひかりクラウドPBX」の一部月額利用料、初期工事費の無償（0円）化

無償期間	～2020年6月30日利用分まで
申込受付期間	～2020年5月31日まで

お問い合わせ先

NTT東日本 テレワーク相談窓口 Tel : 0120-765-000 受付 9:00～17:00（年末年始除く）



がんにならずに、
人生を歩むために。

●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1903-0525/9F7

アクサ生命

最新のガン治療を
しっかり保障するガン保険

アクサの
治療保障の
がん保険

マイ・セラピー

ガン治療保険（無解約払いもどし金型）

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社
水戸支社 土浦営業所
〒300-0051 土浦市真鍋1-16-11 延増第3ビル2F
TEL 029-822-3972

新型コロナウイルスに関する 金融特別相談会を実施

当所ホールにおいて、3月25・26日「新型コロナウイルスに関する金融特別相談会」を実施し、日本政策金融公庫土浦支店及び茨城県信用保証協会の職員と当所経営指導員が両日合わせ市内事業所30社の経営相談に応じました。当所においては、中小企業の皆さまから経営に関するご相談を随時受付しております。現在、経済産業省等から様々な支援策が公表されている他、当所独自の事業としてマル経融資の利子補給を実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

問合せ：商工振興課

常議員会

3月度常議員会は、3月27日に土浦商工会議所において開催され、議事案件について原案どおり可決承認された。

議事案件（議件）

議件第1号

第97回 常議員総会 議事について

議件第2号

新入会員の承認について

議件第3号

新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急要望について

報告・連絡事項

- 1 経済4団体による新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急要望について
- 2 土浦全国花火競技大会に関する報告について

会員ご意見BOX

会員事業所の皆様のニーズを把握し、魅力あるサービスの提供と今後の事業活動の充実を図る「会員ご意見BOX」。

当商工会議所事業に対するご意見やご要望、また、業況や経営のご相談などお気軽にお寄せください。

メール：info@tcci.jp

FAX：029-822-8844 土浦商工会議所 行



令和2年度
定年
青年部より
女性会より
その他



土浦労働基準監督署からのお知らせ

令和2年4月1日(水)から、
ダイヤルイン(直通電話)になります。

業 務	担当部署
36協定・就業規則等各種届出の受理、労働基準法等に係る許可・認定の調査、労働条件等の監督指導に関する事など。	〈方面〉 029-821-5127
労働災害防止、労働者の健康確保に関する指導、ボイラー・クレーン等の検査、機械の設置届・計画届、労働安全衛生法に係る免許・技能講習等、労働者死傷病報告等に関する事など。	〈安全衛生課〉 029-882-7021
労働保険の給付、労働保険の加入等に関する事など。	〈労災課〉 029-882-7022
労働条件・その他労働問題、解雇、雇止め、賃金引下げ、いじめ嫌がらせ等の相談に関する事など。	〈総合労働相談コーナー〉 029-882-7017

受付時間：開庁日（土日、祝祭日、年末年始以外）の
8時30分から17時15分まで。

土浦警察署からお知らせ

運転を卒業するという選択

<運転免許自主返納制度とは>

高齢や病気を理由に、自動車の運転をしない場合、自分の意思で有効期限の残っている運転免許を返納することです。

- 返納した日から5年以内に運転経歴証明書を申請することができます。
※運転経歴証明書は、身分証明書として使用することができます。
- 運転免許センター（日曜日の窓口あり）、県内の各警察署（平日のみ）などで申請できます。

詳しいお問い合わせ先

茨城県警察運転免許センター
(029-293-8811)
最寄りの警察署交通課



土浦警察署 029-821-0110

会員 商工業者の皆様へ

- アパート・マンション・店舗・ビル・工場・倉庫
- 新築住宅・中古住宅・貸地・事業用物件・①

（買）たい（売）たい（借）たい（貸）たい時は！



地元 会員 桂不動産(株)へ

土浦 / 土浦市真鍋2丁目2-23
支店 / TEL.029(886)3330(代)
茨城県南大型12店舗情報ネットワーク

Mac & Windows DTP

チラシ・パンフレット・小冊子・はがき・名刺

菊池印刷株式会社

〒300-0811 土浦市上高津911-1
TEL(029)821-2525 FAX(029)824-2457
E-mail : dtp@kikuchi-kk.co.jp

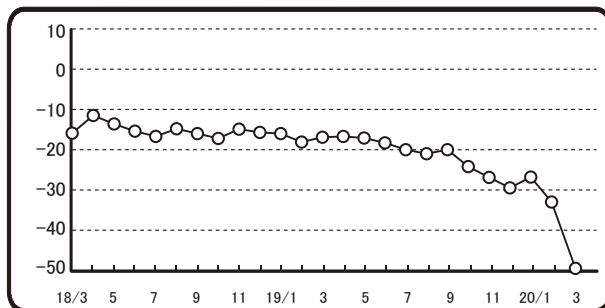
業況DIの推移(全産業・同年同月比)

業況DI(前年同月比)の推移

	2019年 10月	11月	12月	2020年 1月	2月	3月	先行き見通し 4~6月
全産業	▲24.1	▲26.8	▲29.4	▲26.8	▲32.6	▲49.0	▲56.5
建設	▲7.9	▲6.9	▲12.8	▲10.4	▲13.0	▲18.6	▲33.0
製造	▲25.3	▲28.5	▲35.8	▲31.1	▲41.5	▲51.7	▲55.7
卸売	▲26.9	▲29.4	▲31.4	▲28.9	▲37.5	▲53.1	▲62.2
小売	▲38.6	▲42.4	▲40.4	▲38.0	▲39.5	▲58.9	▲65.5
サービス	▲20.4	▲23.8	▲23.9	▲23.4	▲28.6	▲55.8	▲62.1

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

《業況DI(全産業・前年同月比)の推移》



※ DI値(景況判断指数)について
DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。従って、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景気感の相対的な広がりや意味する。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)
業況・採算: (好転) - (悪化) 売上: (増加) - (減少)

3月の業況と先行き見通し
全産業合計の業況DIは、▲49・0
(前月比 ▲16・4ポイント)
新型コロナウイルス流行の影響により、インバウンドを含む観光需要の減少に加え、外出の自粛や消費マインドの低下、イベントの中止等に伴う相次ぐキャンセルにより、客足が激減した宿泊業や飲食業、観光関連業を中心にサービス業や小売業の業況感が大幅に悪化した。また、サプライチェーンの混乱や部品、資

先行き見通しDIは、▲56・5
(今月比 ▲7・5ポイント)
世界的な新型コロナウイルスの流行拡大に伴うインバウンドを含む観光需要の減少やサプライチェーン・生産活動への影響に加え、消費マインドの低迷、消費税率引上げ、人手不足による人件費の上昇、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁の遅れ、世界経済の動向など不透明感が増す中、中小企業の業況感

先行き見通しDIは、▲56・5
(今月比 ▲7・5ポイント)
世界的な新型コロナウイルスの流行拡大に伴うインバウンドを含む観光需要の減少やサプライチェーン・生産活動への影響に加え、消費マインドの低迷、消費税率引上げ、人手不足による人件費の上昇、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁の遅れ、世界経済の動向など不透明感が増す中、中小企業の業況感

業況DIは、過去最大の悪化幅を記録
先行きは、新型コロナウイルス流行で不安広がる

口本調査

3月集計結果

(早期景気観測)

クリーン代行は おかげさまで33年

創立 昭和62年6月10日

飲酒運転は犯罪です!
あなたは、その罪一生背負い続けますか!

(株)クリーン運転総代行 クリーン運転代行センター
土浦市大岩田 1506-2

☎ 0120-22-7906 ☎ 0120-804-464

Facebook <https://www.facebook.com/cleandaikou/>

公益社団法人全国運転代行協会加盟・茨城県運転代行協会加盟

お気軽に、ご相談ください。

建設業の許可申請・経審申請

会社設立の書類作成 車庫証明・自動車登録申請

外国人の在留期間の更新・資格変更の書類作成及び申請取次

農地に関する許可申請・届出 相続関係書類の収集・作成

その他、許認可書類の作成・手続代行



行政書士 渡邊律三事務所

つくば市高見原5-2-110/TEL029-878-0171

お気軽にご相談ください

民事・商事・家事【離婚・相続】

刑事・財産管理・債務整理

礎法律事務所

土浦市大手町4番17号 TEL 029-822-0641

無料相談受付中(要予約)

(会社設立・役員変更・合併・各種法人・相続・遺言)

昭和50年開業

司法書士
行政書士

河合・矢野事務所

(旧) 司法書士河合隆事務所

<https://www.kawai-jimusho.com/>

河合矢野事務所



土浦市下高津1-19-10

電話 029(821)6447

労務相談室

Q 社会経済情勢の変化により売り上げや生産が減少しても従業員を解雇せず、休業等によって雇用調整を行う企業に、国が助成する雇用調整助成金について前回このコーナーで説明がありましたが、状況が厳しいことについて何か追加措置等がありますか。

A 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例が追

- 加実施となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を雇用調整助成金の対象とすることが明示されています。
1. 特例の対象となる事業主
休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。
 2. 新規卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
 3. 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給が可能とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。
 4. 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
 5. 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。）
 6. 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります。）
 7. 最近3か月の雇用量が対前年比で増加しているも助成対象としています。
 8. 雇用調整助成金の経済上の理由

厚生労働省では、以下を例示しています。

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖した場合
- ・事業活動が縮小した場合

詳細につきましては茨城労働局の助成金窓口か、助成金の提出代行業務を行うことができる社会保険労務士にご相談ください。

2020年6月・7月実施予定の検定試験の中止のお知らせ

(2020年4月10日現在)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と会場確保が困難等の理由により、全国での以下の検定試験を中止させていただきます。

・第48回 カラーコーディネーター検定試験
(試験日 6月7日(日))

・第47回 ビジネス実務法務検定試験
(試験日 6月21日(日))

・第11回 ビジスマネジャー検定試験
(試験日 6月27日(土))

・第44回 福祉住環境コーディネーター検定試験
(試験日 7月5日(日))

・第39回 BATIC (国際会計検定)
(試験日 7月12日(日))

・第28回 環境社会検定試験 (e c o検定)
(試験日 7月12日(日))

受験者の皆様ならびに関係者の皆様にはご迷惑ご面倒をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ：東京商工会議所検定センター

TEL：03-3989-0777

(土日・祝休日・年末年始を除く午前10時～午後6時)

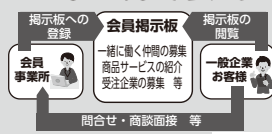
HP：https://www.kentei.org/

土浦商工会議所情報発信ツール!!

会員掲示板利用者募集中

当所では、会員の皆様が発信できるネット掲示板を開設しています。

新商品・サービスの紹介（飲食業の宅配サービス）や在庫の提供・割引、受注企業の募集など、消費者や企業間取引の円滑な情報発信ツールとしてご利用いただけます。



申込みは、お電話、当所ホームページアイコン

または、こちらから



※掲示板利用に関して、利用者もしくは第三者が被った被害について土浦商工会議所は一切責任を負いません。

問合せ先：総務課

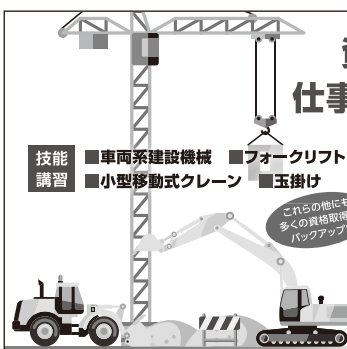
資格の取得が、
仕事の幅を広げます。

技能講習
■車両系建設機械
■フォークリフト
■小型移動式クレーン
■玉掛け

コマツ教習所
板木センタ

板木県小山市横倉新田 295-1
TEL 0285-28-8300

コマツ教習所 板木センタ



TSUCHIURA
PRINT WORKS

土浦プリントワークス株式会社
〒300-0812 土浦市下高津3丁目6-7-102
tel.029-823-4443(代)
fax.029-823-6663
E-mail: tp-works01@oboe.ocn.ne.jp

MEMBERS' NOW

サイクリストの憩いの場

レンタサイクルカフェ嬉輪

住所 土浦市川口1丁目3-117-1B107-1 (モール505内)
電話番号 080-4683-11237

営業時間 午前11時30分から午後8時
(午後7時ラストオーダー)

定休日 月・火曜日

当店は、中心市街地のモール505に平成29年11月に開業した「レンタサイクル×カフェ」です。都内で元々サラーマンをしていたのが「弱虫ペダル」「サイクリング」「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の魅力に感動し、サイクリストを応援する店として、りんりんロードの起点地となる土浦市での営業を始めました。

当店の特徴として、サイクリストが立ち寄り、食べやすいメニューを提供しています。エネルギー補給に最適な「ステーキ丼」や「ぶたからし丼」また、持ち運びに便利な持ち



バイクが飾られ、落ち着いた店内

また、ロードバイク・クロスバイクのレンタサイクルも取り扱っております。昨年、ナショナルサイクリストに認定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を走る楽しさ、風を切り自由に走るサイクリングの魅力を是非感じていただきたいと思っています。現在、長男も自転車チーム「ウインディつくば」に所属し、各地のロードレースに参加し、



レンタサイクル料金

- ・ロードバイク 3,000円 / 1日
- ・クロスバイク 2,000円 / 1日

帰り用冷凍バックのコーヒーなどで、サイクリストをおもてなししています。もちろん、ふらっと立ち寄っていただくカフェとしても、ロードバイクを見ながらお食事を楽しんでいただけます。



自転車チーム「ウインディつくば」で活躍している寧太さん お肉がジューシー、ステーキ丼



将来の夢に向かって漕ぎ続けています。今後も、家族と共に「サイクリングのまち土浦」を盛り上げる店としてここから発信していけるよう挑戦していきます。皆様のご来店をお待ちしております。

MEMBER'S NOW! 掲載事業所募集

～あなたの企業、店舗・技術の情報を掲載してみませんか～
事業案内、人物紹介、新製品や商品紹介etc...会員企業の情報を当所職員が取材の上、無料で掲載させていただきます。お気軽にお電話ください(総務課822-0391まで)。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまへ

新型コロナウイルスに関する経営相談のご案内

当所では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまからの経営に関するご相談を受け付けております。また、中小企業庁、経済産業省等から様々な支援策が発表されていますのでお気軽にご相談ください。

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

当所中小企業相談所 TEL029-822-0391 FAX029-822-822-8844 平日 午前9時から午後5時15分
※休日の場合は、当所ホームページの相談窓口又はFAXからご相談内容をお送りいただき、後日担当者よりご連絡いたします。

ホームページ相談窓口からメールでのご相談、お問い合わせはこちらから

<https://www.tcci.jp/> ● 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 </



土浦催事記

(4月中旬～5月中旬)

5月6日(水)迄 亀城公園、中心市街地商店街等
まちなか活き活き鯉のぼり
まちなかを約1,900匹の鯉のぼりが装飾され、
元気に泳ぎ見る人を楽しませます。



4

発行・発行人／土浦商工会議所
〒300-0043 茨城県土浦市中央2-2-16 電話／029-822-0391 FAX／029-822-8844
ホームページ／<https://www.tcci.jp> メールアドレス／info@tcci.jp ■定価…1部50円(昭和51年7月10日第三種郵便物認可)